

Dellエンド ユーザー ライセンス契約

本エンド ユーザー ライセンス契約および下記参照により組み入れられる文書（以下「E-EULA」といいます）は、E-EULAが参照されまたは他の文書に組み入れられた場合、および本件ソフトウェアの使用に適用される他の契約条件がないすべての状況において、すべての本件ソフトウェア（オブジェクト コード形式のアプリケーション、マイクロコード、ファームウェア、およびオペレーティング システム ソフトウェアをいいます）に適用されます。この本件ソフトウェアおよび関連する資料は、専有情報および機密情報を含みます。本件ソフトウェアの使用は、本E-EULAの対象であり、本E-EULAの順守が明示的に条件とされます。

本E-EULAは、本件ソフトウェアを入手した主体（以下「エンド ユーザー」といいます）と、ライセンサー（後述するとおり、Dell Inc.アフィリエイトである場合も、承認された再販業者（以下「再販業者」といいます）である場合もあります）との間の法的拘束力のある契約です。エンド ユーザーが、本件ソフトウェアのライセンス供与を明示的に規定する書面契約（署名を付したものを）をDell Inc.アフィリエイトと結んでいる場合は、その契約が適用され、本E-EULAは適用されません。

ライセンサーの判断方法

Dell Inc.又は関連会社から直接入手した場合

エンド ユーザーが本件ソフトウェアのライセンスをDell Inc.又は関連会社から直接入手した場合、本E-EULAに基づく「ライセンサー」は、www.dell.com/swlicensortableで確認できます。本E-EULAは、本件ソフトウェアおよびドキュメンテーション（下記に定義）のエンド ユーザーによる使用に適用されます。

再販業者から入手した場合

エンド ユーザーが、再販業者から本件ソフトウェアのライセンスを入手した場合、再販業者は、以下のうちひとつを行って、ライセンサーと、本件ソフトウェアおよびドキュメンテーション（下記に定義）に適用されるライセンス条件を設定することができます。

- 製造元のライセンス条件を適用するか、ライセンス条件についてはエンドユーザーと合意しない再販業者の紹介によりエンド ユーザーがソフトウェア製造元と直接のライセンス契約を結ぶ場合、または再販業者が本件ソフトウェアおよびドキュメンテーションのライセンス供与および使用に適用される条件について言及しない場合、本E-EULAが適用され、www.dell.com/swlicensortableで特定される該当するDell Inc.又は関連会社が「ライセンサー」となります。
- 製造元の条件を使用してソフトウェアの権利をサブライセンスする 再販業者が、適用条件としてソフトウェア製造元のライセンス条件を適用することによりエンドユーザーに本件ソフトウェアをサブライセンスする場合、本E-EULAの条件が、再販

業者がエンド ユーザーと結ぶライセンス契約に参照により組み入れられたとみなされます。この場合、再販業者が本E-EULAに基づく「ライセンサー」であるとみなされます。

1. 定義

- a) エンド ユーザーの「**関連会社**」とは、エンド ユーザーにより支配され、またはエンド ユーザーを支配し、またはエンド ユーザーと共通の支配下にある法的主体をいいます。「**支配**」とは、議決権または持分権の50%を超えた状態をいいます。Dell Inc.の「**関連会社**」とは、Dell Inc.の直接または間接の子会社をいいます。
- b) 「**ドキュメンテーション**」とは、ライセンサーの、本件ソフトウェアのエンド ユーザー マニュアルおよびオンライン ヘルプであって、その時点で最新で一般に入手可能なものをいいます。
- c) 「**製品に関する通知**」とは、Dell Inc.又は関連会社のウェブサイトに掲載される、本件ソフトウェアに関する情報をいいます。現在は http://www.EMC.com/products/warranty_maintenance/index.jspに掲載されています。製品に関する通知は、エンド ユーザーに、本件ソフトウェア特有の使用権、制限、および測定単位の定義を知らせます。見積り日現在で効力のある製品に関する通知の本件ソフトウェアに関係する条件が、本件ソフトウェアに適用され、本E-EULAに組み入れられたものとみなされます。
- d) 「**見積り**」とは、本件ソフトウェアのライセンスを提供するための見積書またはその他提案をいいます。再販業者またはDell Inc.又は関連会社が、見積りをエンド ユーザーに発行することができます。

2. ソフトウェア ライセンス条件

- a) **一般的ライセンス許諾** エンド ユーザーによるE-EULAの条件の順守、および見積りに従い、かつそれを条件として、ライセンサーはエンド ユーザーに、見積りに記載のライセンス期間中、エンド ユーザーの社内使用目的のために本件ソフトウェアおよびドキュメンテーションを使用するための取消可能(下記セクション4(「終了」)に従います)、非排他的、譲渡不能なライセンスを許諾します。見積りにライセンス期間が記載されていない場合、本件ソフトウェアのライセンスは無期限です(下記のパラグラフB(「ライセンス モデル」)およびセクション4(「終了」)に従います)。本件ソフトウェアの使用は、エンド ユーザーが、製品登録プロセスを完了し、ライセンス キーを入力することを必要とすることがあります。エンド ユーザーは、ライセンスを得たライセンス単位の数量分の本件ソフトウェアをインストールおよび実行するための必要に応じて、さらにそれ以外には合理的なバックアップおよびアーカイブのみを目的として、本件ソフトウェアおよびドキュメンテーションをコピーすることができます。
- b) **ライセンス モデル** ライセンサーは、製品に関する通知、見積り、または両方に記載された、本件ソフトウェアの該当するソフトウェア ライセンス モデルの取引条件および制限に従った使用のためにのみ、本件ソフトウェアのライセンス

を供与します。例えば、ライセンスモデルは、エンド ユーザーが、特定の機器、CPU、ネットワーク、またはその他ハードウェア環境、または両方に関連した一定数のライセンス単位（たとえばストレージ容量、インスタンス、ユーザー）にのみ本件ソフトウェアを使用できると規定することもあります。別途書面で明示的に別段の合意がなされない限り、ライセンサーは、機器とともに出荷されたマイクロ コード、ファームウェアおよびオペレーティング システム ソフトウェアを、当該機器で使用するためにのみライセンス供与します。同じことが、機器の販売と併せてライセンス供与され、その機器が拡張機能を実行できるように設計された本件ソフトウェアにも当てはまります。エンドユーザーは、ライセンサーが本件ソフトウェアのライセンスを許諾した機器又は環境においてのみ、本件ソフトウェアを無償で使用することができます。

- c) **ライセンスの制限** ライセンサーは、エンド ユーザーに明示的に許諾していないすべての権利を留保し、本件ソフトウェアに対する所有権を一切移転しません。ライセンサーが事前に書面で同意しない限り、エンド ユーザーは、以下のいずれも行ってはならず、第三者にこれらを行わせてはなりません：
- i. 本件ソフトウェアを、アプリケーション サービス プロバイダ、サービス機関、または類似の立場で使用すること、
 - ii. エンド ユーザーまたはエンド ユーザーの代理が行った本件ソフトウェアの比較分析または競合分析の結果を第三者に開示すること、
 - iii. 本件ソフトウェアを本E-EULAおよび見積りにより許可される形でエンドユーザーに代わって使用するエンド ユーザーの従業員または請負業者（以下「権限のあるユーザー」といいます）以外の者に本件ソフトウェアを利用可能にすること、
 - iv. 適用法に基づき移転が法的に制限されてはならない範囲を除き、本件ソフトウェアおよびドキュメンテーションをエンド ユーザーのアフィリエイトまたはその他第三者に移転またはサブライセンスすること、
 - v. 本E-EULAまたは見積りに規定された条件および制限に抵触して本件ソフトウェアを使用すること、
 - vi. 適用される強行法規（当事者が契約により変更できない法律のこと）により許可される範囲を除き、本件ソフトウェアを変更、翻訳、拡張もしくはこれから二次的著作物を作成すること、または本件ソフトウェアをリバースアセンブル、逆アセンブル、リバース エンジニア、逆コンパイルし、もしくはその他本件ソフトウェアからソース コードを得ようと試みることを、
 - vii. 本件ソフトウェアもしくはドキュメンテーションのコピーにある著作権またはその他所有者の通知を削除すること、
 - viii. 本件ソフトウェアの技術的な使用制限に違反しまたはそれを回避すること、
 - ix. 本件ソフトウェアまたはドキュメンテーションを使用して他のソフトウェア、製品または技術を作成すること、あるいは
 - x. 本件ソフトウェアへの「リンク」を作成すること、または本件ソフトウェアを「フレーミング」もしくは「ミラーリング」すること。

- d) **記録および監査。** 本件ソフトウェアのライセンス期間中、およびその満了または終了後2年間、エンド ユーザーは、本E-EULAおよび見積りの順守を示すのに十分な、本件ソフトウェアおよびドキュメンテーションの正確な使用記録を保持しなければなりません。この期間中、ライセンサーまたはその監査人は、エンド ユーザーによる本件ソフトウェアおよびドキュメンテーションの使用が本E-EULAおよび見積りを順守していることを保証する書面を要請すること、本件ソフトウェアおよびドキュメンテーションのエンド ユーザーによる使用を監査すること、またはその両方を行うことができます。ライセンサーは、エンド ユーザーに合理的な通知を行い、監査はエンド ユーザーの通常の営業時間中に実施し、監査実施時はエンド ユーザーの営業活動を不当に妨害しません。エンド ユーザーは、監査に合理的な協力をしなければならず、エンド ユーザーがE-EULAおよび該当する見積りを順守するために必要な追加ライセンスを速やかに購入しなければなりません(これによりライセンサーの他の権利が損なわれることはありません)。さらに、エンド ユーザーが入手したライセンスを超過して本件ソフトウェアを使用していたこと(その超過使用分がライセンス価値で5%を上回る場合に限り)、またはエンド ユーザーが本件ソフトウェアの十分に正確な使用記録を保持していなかったことが監査で明らかになった場合、エンド ユーザーは、監査の合理的な全費用をライセンサーに速やかに補償しなければなりません。
- e) **サード パーティ ソフトウェア ライセンス条件** 本件ソフトウェアに、またはそれとともに含まれ、独自の使用条件を規定するサード パーティ ソフトウェアには、当該条件が適用されます。
3. **保証およびサポート** 本EULAに基づき、Dell Inc.およびその関連会社は、本件ソフトウェアに関し一切保証を提供せず、サポートおよびメンテナンスの各サービスも提供しません。本件ソフトウェアに関する保証、およびサポート サービスを受ける資格に基づくエンド ユーザーの権利は、もっぱらエンド ユーザーとエンド ユーザーが本件ソフトウェア ライセンスを入手した者との間のものであり、エンド ユーザーと当該販売主体とが合意した取引条件に基づいて定義されます。エンド ユーザーがサポートおよびメンテナンスを米国およびカナダの再販業者から入手した場合、Dell Inc.又は関連会社によるメンテナンスおよびサポート サービスの供給は、製品に関する通知のウェブサイトにあるサポート サービス条件に記載の該当条件に従います。ただし、エンド ユーザーと販売主体とが合意した別個のサブライセンス、保証およびサポート、または関連サービス条件に別段の定義がある場合はこの限りではありません。前の文章を条件として、**Dell Inc.およびその関連会社ならびにそのサプライヤーは、本件ソフトウェアを、一切の保証または条件なしに「現状のまま」提供します。適用法により許可される最大の範囲まで、Dell Inc.およびその関連会社ならびにそのサプライヤーは：** (i) 明示的な保証または条件を一切付さず、(ii) 商品性、特定目的への適合性、権原および非侵害を含め、すべての黙示の保証および条件を否認し、(iii) 制定法、法の作用、取引もしくは履行の過程、または取引慣行により生じる一切の保証または条件を否認します。エンドユーザーが、本件ソフトウェアを無償で入手した場合は、エンドユーザーは、本件ソフトウェアが

何らの保証、又はいかなる免責をされず現状のまま提供されることを理解し、ライセンサーは、いかなるサポート又は保証を提供するものではないことを理解します。

4. **終了** ライセンサーは、エンド ユーザーが以下に該当した場合、ライセンスを終了させることができます： (i) エンドユーザーが、ライセンス条件に違反し、ライセンサーから違反の通知を受領した後30日以内に治癒しない場合、 (ii) エンドユーザーが、破産を宣告しもしくは破産宣告を受け、またはエンド ユーザーの資産の実質的に全部について財産保全面理人もしくは破産管財人が任命された場合、または、 (iii) 無償で提供された本件ソフトウェアに関して、安全の脆弱性といった重大な事案があった場合、又は、第三者からの知的財産権侵害に関する主張があった場合。Dell Inc.またはその関連会社は、エンド ユーザーが本件ソフトウェアに対する支払いを怠った場合であって、支払いが誠実な紛争の対象となっていないときは、10日前の書面通知をもってライセンスを終了させることができます。Dell Inc.またはその関連会社は、エンド ユーザーがDell Inc.またはそのいずれかの関連会社の競合他社により買収または合併された場合には、直ちにライセンスを終了することができます。ライセンサーが本件ソフトウェアのライセンスを終了させた場合、エンド ユーザーは、その本件ソフトウェアのライセンスおよび関連するドキュメンテーションの使用をすべて停止し、終了されたライセンスに関係するドキュメンテーションおよび本件ソフトウェアを返却しもしくはその破壊を証明しなければなりません。記録および監査、機密性ならびに責任に関する本E-EULAの規定は、本E-EULAの他の規定のうちその性質および文脈により存続するよう意図される規定とともに、終了後も存続します。

5. 責任の制限

- a) **損害賠償の制限** ライセンサーは、本件ソフトウェアの不具合が直接的に死亡、人身傷害、または重大な人身被害もしくは物的損害につながる可能性がある状況において本件ソフトウェアを使用するためにエンド ユーザーにライセンスを供与するものではありません。いずれの当事者も、過失により生じる死亡もしくは人身傷害についての本E-EULAに基づく責任、または法律によって除外できないその他責任を除外または制限しようとしません。
- i. **直接損害賠償の制限。** ライセンサーのエンド ユーザーに対する責任限度額は、次のいずれか低い方に制限されます： (i) その責任を生じさせた該当する本件ソフトウェアのライセンスに対してエンド ユーザーが支払った正味ライセンス料、または (ii) 10万米ドル。
- ii. **間接損害賠償の除外。** ライセンサーは、特別、派生的、懲罰的、付随的もしくは間接的損害賠償、または失われた利益、収入、収益、データ（データの破損または損害を含みます）、信用、評判、またはシステム、ネットワーク、プログラムもしくは媒体の使用に関する責任を負いません。
- b) **定期的なバックアップ** エンド ユーザーのデータに対する責任はもっぱらエンド ユーザーが負います。エンド ユーザーは、ライセンサーまたは第三者がエンド ユーザーのプロダクション システムに対して修復、アップグレードまたはその他作業を行う前にそのデータのバックアップをとらなければなりません。消

失したデータに対する責任の除外を適用法が禁止する場合、ライセンサーは、利用可能なエンド ユーザーによるバックアップの最後のものから消失データを回復する典型的な労力の費用に対してのみ責任を負います。

- c) **適用性** 再販業者がライセンサーである場合でも、上述した責任の制限はDell Inc.およびそのアフィリエイトに有利に適用され、一連の行動（不法行為を含む）にかかわらずエンド ユーザーのすべての請求に適用されます。
6. **機密性** ソフトウェアおよび関連資料は、ドキュメンテーションも含め、Dell Inc. およびそのアフィリエイトの「**機密情報**」です。エンド ユーザーは、機密情報が（機密保持の違反なしに）公知であるか公知となった場合を除いて、またそのときまで、機密情報を終期の定めなく機密として扱わなければなりません。エンド ユーザーは、許諾された権利の範囲を越えて機密情報を使用してはなりません。機密情報を共有することができるのは、機密情報の機密性を保護するために本E-EULAと整合した法的義務を負う、権限のあるユーザーに限られます。エンド ユーザーは、権限のあるユーザーによる機密情報の使用すべてについて、Dell Inc.およびその関連会社に対し責任を負います。
7. **雑則**
- a) **通知** 両当事者は、本E-EULAに基づくすべての通知を書面で行います。見積りまたはエンド ユーザーに対する請求書に規定されていない限り、エンド ユーザーは、次に従いDell Inc.および関連会社に通知を行わなければなりません。郵送の場合は、[ライセンス供与するDell側の法人の名称]、宛名: Contracts Manager, One Dell Way, Round Rock, Texas 78682、または電子メールの場合は、Dell_Legal_Notices@dell.com。ライセンサーが再販業者である場合、エンド ユーザーは、エンド ユーザーと再販業者との合意に記載されたとおり、またはエンド ユーザーへの再販業者からの見積りに記載されたとおりに、再販業者に通知を行わなければなりません。
- b) **譲渡** エンド ユーザーは、ライセンサーによる事前の書面同意なくして、本E-EULAもしくは見積り、または本E-EULAもしくは見積りに基づく権利もしくは義務を譲渡してはならず、いかなる履行も委任してはなりません。ライセンサーが譲渡に同意したとしても、エンド ユーザーは、譲渡の発効日より前にエンド ユーザーが負った、本E-EULAおよび各見積りに基づくライセンサーに対するすべての義務につき、引き続き責任を負います。エンド ユーザーがライセンサーによる事前の書面同意なしに譲渡または委任しようと試みた場合、それは無効です。本セクションは、エンド ユーザーが本件ソフトウェアおよびドキュメンテーションを上記セクション2c(4)に従い移転するのを禁止するものではありません。かかる移転の場合、エンド ユーザーはライセンサーに移転を書面で通知し、譲受人に本E-EULAに基づくすべての義務を課さなければなりません。
- c) **準拠法および管轄区域** 本E-EULA、ならびにエンド ユーザーとDell Inc.もしくはその関連会社のいずれかとの間の、本E-EULAもしくは見積りに関連もしくは起因するすべての紛争、請求または争訟（契約に関するか不法行為に関するかを問いません）（以下「**本件紛争**」といいます）は、www.dell.com/swlicensortableに記載された該当する管轄区（以下「**本件管轄**」といいます）の法律を準拠法

とします。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されません。本件紛争は、本件管轄の裁判所に提起されなければなりません。両当事者は、本件紛争に関連して本件管轄内の裁判所の対人管轄権に従うことに同意します。両当事者はさらに、かかる本件紛争に関して、当該裁判所による両当事者への対人管轄権の行使に対する、および当該裁判所における裁判管轄に対するすべての異議を放棄します。両当事者は、法律が許容する最大の範囲まで、本件紛争に関して陪審裁判を受ける権利を放棄することに同意します。いずれの当事者も、他のユーザーによるまたは他のユーザーに対する請求を併合または統合する権利、代表訴訟もしくは集団訴訟としてまたは私的司法長官の立場で請求を追求する権利を有しません。

- d) **簡易の紛争解決** 訴訟を提起するための先行条件として、当事者は、いずれの本件紛争についてもまず書面通知を他方当事者に行わなければなりません。両当事者は、訴訟を進める前に、本件紛争を、本件紛争を解決する権限を正式に与えられた者との交渉により、または相互に同意可能な調停人を用いた調停により解決しようと試みます。本件紛争にかかる当事者は、交渉または調停の存在または結果を機密として取り扱わなければなりません。両当事者が、他方当事者に本件紛争の通知が行われてから30日（またはその他相互に同意した期間）以内に本件紛争を解決できなければ、両当事者は、コモンロー上または衡平法上利用可能なすべての救済を、上記セクション7cに従って自由に追求できます。前述の事項にかかわらず、当事者は、知的財産権を保護するため、現状を保つため、または修復不可能な損害を防止するために差止命令による救済を求める訴訟を即時提起することができます。
- e) **権利放棄** 本E-EULAの規定を強制しないことが、本E-EULAの当該規定または他の規定の権利放棄を構成することはありません。
- f) **独立した契約者** 両当事者は、本E-EULAにおいて独立した契約者であり、事前の書面による承諾なくして他者に義務を負わせることはできません。両当事者は、本E-EULAのいずれかの規定が、何人かに当事者の代理人または代表として行為するのを認めることも、両当事者が何らかの目的で合併事業またはパートナーとして行為するのを認めることも、意図していません。いずれの当事者も、他者の作為または不作為に対する責任を負いません。
- g) **可分性** 管轄裁判所が本E-EULAまたは本E-EULAを参照により組み入れた文書のいずれかの部分を強制不可能と判断した場合、その判断は、残るすべての部分の有効性に影響しません。
- h) **トレード コンプライアンス** エンドユーザーによる本件ソフトウェアのライセンスおよび関連技術に対するアクセス（以下「**本件アクセス**」といいます）の入手は、自己使用のためであり、販売、輸出、再輸出または移転を目的とするものではありません。エンドユーザーは、米国およびその他該当する管轄区の輸出規制および経済制裁に関する法律に従い、その順守に対し責任を負います。本件アクセスは、Dell Inc.またはその関連会社による事前の書面による許可があり、かつ、輸出許可要件、最終使用者、最終用途および最終目的地に関する制限、

ならびに制裁処置を科される個人および事業体(外国資産管理室の特定国籍業者リスト、または米商務省の取引禁止顧客リストに掲載された者を含みますがこれに限定されません)との取引の禁止を含む(これらに限定はされません)法律を順守する場合でない限り、使用、販売、賃貸借、輸出、輸入、再輸出または移転されてはなりません。エンド ユーザーは、米国またはその他該当する管轄区の経済制裁の対象または目的でないこと、ならびにその対象または目的である国または地域(北朝鮮、キューバ、イラン、シリアおよびクリミアを含みますがこれらに限りません)に所在しないことを表明および保証します。エンド ユーザーは、エンド ユーザーによる本件ソフトウェアの受領、使用、移転、変更または処分において、米国武器輸出管理法(AECA)および米国国際武器取引規則(ITAR)の該当するすべての規定を理解し、これらを順守します。エンド ユーザーは、防衛物資におけるもしくは防衛物資との本件ソフトウェアの使用、変更または統合、または防衛業務の提供における本件ソフトウェアの使用、変更または統合をするための権限はライセンサーにより与えられないこと、ならびにライセンサーがかかる最終使用に関連した保証、修理、顧客サポートまたはその他サービスを提供しないことに同意します。エンド ユーザーは、本件ソフトウェアの入手に関連してライセンサーに提供されたソフトウェア、ディスク イメージ、またはその他データが、ITARまたはAECAにより規制された技術データ、ソフトウェアまたは技術を含まないこと、ならびにエンド ユーザーが後に本件ソフトウェアをライセンサーに返却しもしくはライセンサーに本件ソフトウェアへのアクセスを許諾する場合にエンド ユーザーがかかる技術データ、ソフトウェアまたは技術を含めまたはその他ライセンサーに入手可能にしないことを保証します。エンド ユーザーは、エンド ユーザーがAECA、ITARまたは本セクションの規定を順守しないことから生じる責任、損失、損害、費用、経費または処罰につきライセンサーに補償を行い、これに損害を与えないことに同意します。

- i) **再販業者からの購入、第三受益者。**再販業者がライセンサーである場合、エンド ユーザーは、再販業者から自己が受領するサブライセンスが、Dell Inc.またはその関連会社から再販業者へのライセンス許諾を条件とするものであること、および再販業者が上記の主体から再販業者が受領したものを上回るライセンス権をエンド ユーザーに許諾することはできないことを認めます。該当するDell Inc.又は関連会社は、再販業者とエンド ユーザーとのライセンス契約の第三受益者であり、かかるライセンス契約(本E-EULAの条件を含みます)に基づく再販業者の権利および利益のすべてを行使および実現する権利を有します。
- j) **完全合意、優先順位。**本E-EULAは、その主題に関する両当事者の合意の完全な陳述を構成し、両当事者の署名が付された書面によってのみ変更できます。これにも関わらず、Dellは、単独の裁量で、本E-EULAに参照により組み入れられたライセンサーの表および製品に関する通知を更新することができます。ライセンサーの表および製品に関する通知に対してDell Inc.が加える変更は、ライセンサーが当該変更をオンラインで掲載した後に発生する取引にのみ適用されます。E-EULAは、エンド ユーザーの注文書または類似のエンド ユーザー文書のすべての条件(事前印刷された条件など)、ならびに本E-EULA、見積りまたはその

両方を補足し、それと整合せずまたは矛盾する条件を除外します。これら除外された条件は、たとえライセンサーがエンド ユーザーの注文書または類似文書を受け入れたときに当該条件に明示的に異議を唱えなかったとしても、法的効果をもたず、E-EULAを変更または補足しません。ある事項が本E-EULAに加えて見積りまたは本E-EULAを組み入れる別個の契約にも記載されている場合、その事項には本E-EULAの条件が適用されます。本E-EULA、該当する見積りまたは注文書に完全に明示されていない（口頭か書面かを問わない）陳述、表明、理解または不作為に基づく主張は、明示的に放棄および免責されます。エンド ユーザーは、本E-EULAを受諾するときに本E-EULAに示されない表明または陳述に依拠しなかったことを表明します。